平成２４年（フ）第２７９号
さいたま市見沼区大字深作868番地２　芝浦工業大学国際学生寮229、申立時の住所兵庫県明石市大久保町谷八木79番地の24
債務者　ペガサス学習塾西明石教室こと杉原好子こと　ＳＵＧＩＨＡＲＡ　ＹＯＳＨＩＫＯ
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県明石市朝霧北町3777番地の16　シャルムロアイヤル朝霧221号
債務者　匂梅　伸也
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県明石市朝霧北町3777番地の16　シャルムロアイヤル朝霧221号
債務者　匂梅　亜紀
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
兵庫県明石市貴崎５丁目４－３　第２コーポ学苑302号、住民票上の住所兵庫県明石市朝霧北町3777番地の８　サングレイス朝霧422号
債務者　久留　康裕
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
兵庫県明石市大明石町１丁目５番19号
債務者　白澤　昌平
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
兵庫県明石市大久保町大窪702番地の３
債務者　[redacted]師　真弓（旧姓平田）
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５８号
神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の10　県住６－308号、前住所神戸市西区水谷３丁目12番13―106号
債務者　北條　善子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
兵庫県明石市二見町東二見２番地　市住407号
債務者　海老川さだ子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県明石市西新町１丁目11番３―101号、前住所兵庫県明石市大道町１丁目２番７号エンゼルハイム明石205号
債務者　山下百合子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
北九州市若松区高須南３丁目６番22―204号
債務者　神谷　　薫
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１００号
北九州市八幡西区大浦３丁目５番11―202号
債務者　松尾　敏明
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２８号
北九州市小倉北区緑ケ丘３丁目６番１―702号
債務者　甲斐美恵子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７０号
北九州市小倉北区上到津２丁目３番１―902号
債務者　天野　昌利
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１７９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目21番13―101号
債務者　座安　　榮
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８号
青森県八戸市大字白銀町字久保下６番地22
債務者　佐藤　紀子
１　決定年月日時　平成25年４月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
青森県八戸市大字新井田字木戸場18番地２
債務者　八谷　弘美
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
松江市西川津町4099番地　サンパティークロジュマン201
債務者　山田　拓郎
１　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　松江地方裁判所民事部